

【比率の説明】

比率には、健全化判断比率として「①実質赤字比率」、「②連結実質赤字比率」、「③実質公債費比率」、「④将来負担比率」の4つの比率と、公営企業会計の経営状況を判断する指標として「⑤資金不足比率」があります。

①実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}^{※1}}$$

一般会計に、2つの区画整理事業特別会計を加えた3つの会計が対象です。3つの会計の「赤字額の合計」から「黒字額の合計」を引き、赤字の比率を積算します。なお、赤字額がなく比率が生じない場合、「－」表示をすることになっています。

②連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}^{※1}}$$

①の一般会計等に、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の3つの特別会計、公営企業会計である水道事業会計、下水道事業会計を加えた入間市の全会計が対象です。積算方法は、①の実質赤字比率と同様な考え方で積算します。なお、①同様、「－」表示をすることになっています。

③実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} - \\ \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \\ \text{標準財政規模}^{※1} - \\ \text{(3 か年平均)} \quad \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\text{標準財政規模}^{※1} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

一般会計等が負担する借金の返済額である公債費（公債費に準ずるものを含む）が、市の標準的な収入に対してどのくらいの割合になるかを表わすもので、この比率が低いほど借金の返済以外で自由に使えるお金が多いことになります。公債費に含まれるものは、一般会計の元利償還金、水道事業・下水道事業の地方債償還額に対する一般会計負担額、瑞穂斎場組合、埼玉西部消防組合、入間西部衛生組合の地方債償還額に対する入間市負担額が含まれます。特定財源は、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税で、公債費から控除されます。元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、地方債に係る元利償還・準元利償還に要する経費として、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額で、公債費及び標準財政規模から控除されます。なお、この比率は3か年の平均値です。

④将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模}^{\ast 1} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

一般会計等が負っている借金（債務）が、市の標準的な収入に対してどのくらいの割合になるかを示す指標です。この比率が低いほど、将来、財政を圧迫する可能性が低くなります。将来負担額に含まれるものは、一般会計の地方債残高、水道事業・下水道事業の地方債残高のうち一般会計負担見込額、退職手当負担見込額、瑞穂斎場組合、埼玉西部消防組合、入間西部衛生組合の地方債残高のうち入間市負担見込額、制度融資です。充当可能基金額は、地方自治法第 241 条に基づき入間市に設置されている財政調整基金、公共施設整備基金などの各基金の現金及び預金の合計額です。特定財源見込額は、将来負担額に充当することができる都市計画税です。地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額は、地方債に係る元利償還金・準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される見込額です。充当可能基金額、特定財源見込額、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額は、いずれも将来負担額から控除されます。

⑤資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}^{\ast 2}}$$

水道事業会計と下水道事業会計が対象です。各会計の資金不足額を事業規模で除した数値が比率となります。なお、①同様、比率が生じない場合、「－」表示をすることになっています。

※ 1 標準財政規模 : 普通交付税算定時に積算される数値で、入間市の標準的な歳入の総額であり、特定財源（国・県支出金等）は含まれません。

※ 2 事業の規模 : 営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額。